

## 1 設立の目的

写真美術館では、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視野から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに向けての取り組みを行っている。

これらの役割を果たしていくためには、もとより公立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに皆様からのご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことが出来るという趣旨のもとに維持会員制度を設立したものである。

## 2 維持会員募集要項

- (1) 募集対象  
法人維持会員
- (2) 維持会費  
法人会員 1口 年30万円より
- (3) 維持会員入会お申込み先  
〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3  
東京都写真美術館 維持会員担当  
TEL 03-3280-0031  
FAX 03-3280-0033

## 3 法人維持会員の特典

- (1) 顕名  
法人名の館内掲示、写真美術館刊行の「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、ホームページへの掲載。
- (2) 主催展覧会招待  
主催各展覧会毎に招待券、およびカタログを進呈。
- (3) 展覧会特別鑑賞会招待  
オープニングレセプション、特別鑑賞会への招待。
- (4) 情報提供  
当館ニュース、出版物の送付。また催事についての事前の情報提供。
- (5) プライベート・パーティ会場提供  
法人主催のパーティに対する当館ロビー等の施設の提供。
- (6) 館長および当館関係者との懇談  
写真映像文化振興支援協議会主催のもとに随時懇談会を開催。



法人維持会員顕名板（2階ロビー）



バックステージツアー

## 4 維持会員会費の主な用途

維持会費は当面東京都写真美術館の次のような活動に充当する。

- (1) 写真・映像収蔵品の充実  
寄贈・寄託以外のコンテンポラリー作品、海外作家作品の購入の一部に充当し、収蔵品の充実をはかる。
- (2) 新進作家の発掘と育成  
作品発表の場の提供を通じて新進作家の育成に寄与する。
- (3) 企画展関係  
主催・収蔵・映像展以外の自主企画展等（市民参加型展示会等を含む）の充実をはかる。
- (4) 国際交流関係  
海外各国の写真美術館との交流展示、国際シンポジウムの開催等国際交流を促進する。
- (5) 対外サービス活動の支援  
スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動などの対外サービス活動の促進をはかる。
- (6) 国内関係先との交流  
国内の関係美術館との交流を活性化するとともに維持会員の皆様方を中心とする支援協議会懇談会を開催する。

## 5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は維持会員を中心として設立された団体で、写真美術館の活動の支援を目的とした事業を展開している。

- (1) 平成17年度事業報告
  - (ア) 維持会員の募集を積極的に行い、平成17年度中の新規入会は29法人を数え、平成17年度末の総会員数は170法人となった。
  - (イ) 維持会員名を写真美術館正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes (アイズ)」並び

にホームページに掲載した。

(ウ) 維持会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。

(エ) 平成17年度理事会を平成17年7月12日に開催するとともに、同日、維持会員・協賛企業等懇親会を開催した。また併せて「世界報道写真展2005」、「写真はものを見方をどのように変えてきたか 第2部 創造」の各展覧会鑑賞を行った。

(オ) 維持会員を対象とした写真美術館のバックステージツアーを平成18年2月2日に実施し、作品収蔵庫、書庫、保存科学研究室等の見学を行うと同時に、「植田正治：写真の作法」展の特別鑑賞会、懇談会を開催した。

(カ) 自主企画展「ブラッサイーボンビドーセンター・コレクション展」、「写真展・岡本太郎の視線」、「恋よりどきどき・コンテンポラリーダンスの感覚（アイステーション）」、「私のいる場所―新進作家展」について、重点的に開催経費支援を行った。

(キ) 収蔵写真作品の充実を図るため、海外作品としてナダール第2回遣欧使節団の写真及びニューヨークのフォト・リーグ所属作家ドキュメンタリー写真他125点、国内作品として穂刈三寿雄他6氏の作品80点、合計205点を購入した。

(ク) 写真美術館開館10周年を記念する広報・出版に経費支援を行った。

(2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。

(平成17年7月現在)

(社名50音順)

理事長

滝川 精一 財団法人画像情報教育振興協会 特別顧問  
キヤノン販売株式会社 名誉会長

理事

菊川 剛 オリジナル株式会社 社長  
御手洗 富士夫 キヤノン株式会社 社長  
小島 佑介 コダック株式会社 社長  
村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 社長  
前田 新造 株式会社資生堂 社長  
北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長  
足立 直樹 凸版印刷株式会社 社長  
荻谷 道郎 株式会社ニコン 社長  
浦野 文男 ベンタックス株式会社 社長  
桜井 正光 株式会社リコー 社長

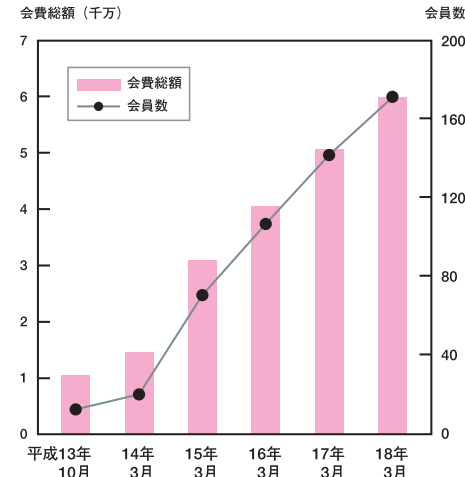
専務理事

末吉 哲郎 東京都写真美術館 参与

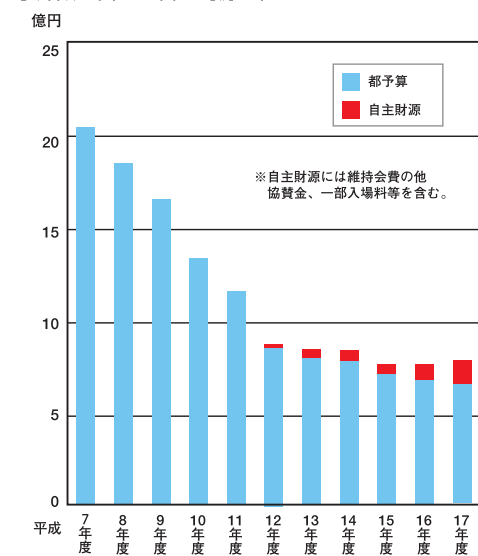


維持会員・協賛企業等懇親会（2階ロビーにて）

法人維持会員数の推移と年間会費総額



予算額に占める自主財源の割合



平成17年度 法人維持会員企業・団体名 (174法人 50音順)

特別維持会員

株式会社アイテム  
キヤノン株式会社  
株式会社資生堂  
東京電力株式会社  
凸版印刷株式会社  
株式会社リコー

維持会員

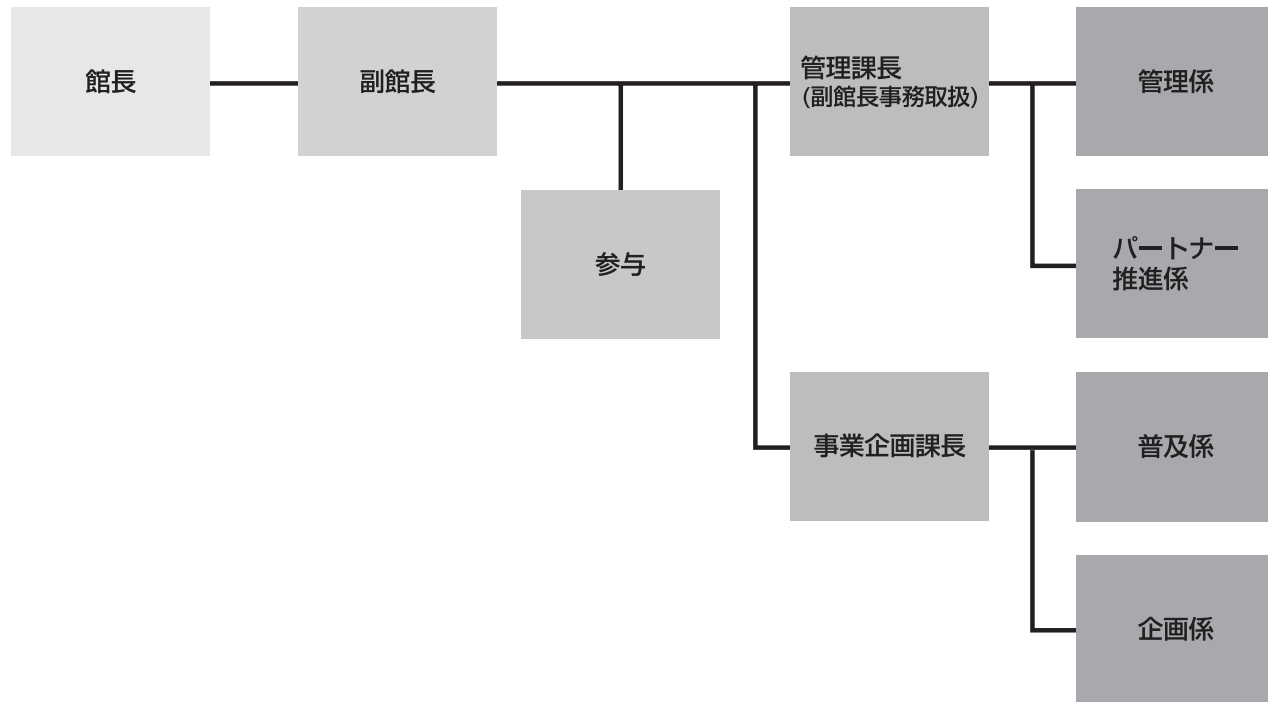
株式会社アサツーディ・ケイ  
旭化成株式会社  
朝日新聞社  
朝日生命保険相互会社  
アサヒビール株式会社  
朝日放送株式会社  
アップルコンピュータ株式会社  
アデコ株式会社  
株式会社イトーヨーカ堂  
エスエス製菓株式会社  
株式会社NHKエデュケーショナル  
株式会社NHKエンタープライズ  
NTTコミュニケーションズ株式会社  
株式会社NTTデータ  
株式会社NTTドコモ  
NTT都市開発株式会社  
エルメスジャパン株式会社  
株式会社大塚商会  
株式会社大林組  
奥村印刷株式会社  
オムロン株式会社  
オリックス株式会社  
オリンパス株式会社  
株式会社オンワード樺山  
科研製菓株式会社  
カンオ計算機株式会社  
鹿島建設株式会社  
株式会社角川書店  
カトーレック株式会社  
カルピス株式会社  
キッコーマン株式会社  
株式会社紀伊國屋書店  
キヤノン販売株式会社  
株式会社ぎょうせい  
共同印刷株式会社  
社団法人共同通信社  
協和醗酵工業株式会社  
キリンビール株式会社  
株式会社講談社  
株式会社光文社  
株式会社コーセー  
コダック株式会社  
コニカミルタホールディングス株式会社  
株式会社コングレ  
株式会社ザ・アール  
サッポロホールディングス株式会社  
佐藤製菓株式会社  
三共株式会社  
産経新聞社  
サントリー株式会社  
株式会社ジェイアール東日本企画  
ジェイティービー印刷株式会社  
株式会社実業之日本社

清水建設株式会社  
株式会社写真弘社  
シャネル株式会社  
株式会社集英社  
株式会社主婦と生活社  
瞬報社写真印刷株式会社  
株式会社小学館  
松竹株式会社  
信越化学工業株式会社  
株式会社新潮社  
株式会社スタッフサービス・ホールディングス  
住友化学株式会社  
株式会社生活の友社  
セイコー株式会社  
セイコーエフソン株式会社  
株式会社青春出版社  
積水ハウス株式会社  
株式会社絶対空間  
セントラル警備保障株式会社  
全日本空輸株式会社  
ソニー株式会社  
第一建築サービス株式会社  
第一法規株式会社  
大成建設株式会社  
大日本印刷株式会社  
株式会社竹中工務店  
株式会社タムロン  
株式会社丹青社  
中外製薬株式会社  
株式会社ディーエイチシー  
株式会社テー・オー・ダブリュー  
株式会社テレビ朝日  
株式会社テレビ東京  
電源開発株式会社  
株式会社電通  
東亜建設工業株式会社  
東海旅客鉄道株式会社  
東京ガス株式会社  
東京急行電鉄株式会社  
東京工芸大学  
東京新聞・中日新聞社  
株式会社東京スタデオ  
東京総合写真専門学校  
東京テアトル株式会社  
株式会社東京ドーム  
株式会社東京放送  
株式会社東芝  
東宝株式会社  
株式会社東北新社  
株式会社徳間書店  
図書印刷株式会社  
戸田建設株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
株式会社ニコン  
日外アソシエーツ株式会社  
日産自動車株式会社  
株式会社NIIPPOコーポレーション  
日本オラル株式会社  
株式会社日本カメラ社  
日本経済新聞社  
日本興亜損害保険株式会社  
社団法人日本広告写真家協会

日本写真印刷株式会社  
社団法人日本写真家協会  
日本写真芸術専門学校  
日本写真作家協会  
社団法人日本写真文化協会  
日本大学芸術学部  
日本たばこ産業株式会社  
日本テレビ放送網株式会社  
日本ハム株式会社  
日本ヒューレット・パッカード株式会社  
日本ビルサービス株式会社  
日本放送協会  
日本油脂株式会社  
日本ロレックス株式会社  
株式会社博報堂  
株式会社バンダイ  
びあ株式会社  
東日本旅客鉄道株式会社  
株式会社ファーストリテイリング  
株式会社ファンケル  
富国生命保険相互会社  
富士写真フイルム株式会社  
富士ゼロックス株式会社  
株式会社フジテレビジョン  
株式会社扶桑社  
株式会社ブリヂストン  
株式会社プリンスホテル  
株式会社フレームマン  
株式会社文藝春秋  
株式会社ベネッセコーポレーション  
ベンタックス株式会社  
株式会社ホテルオークラ  
株式会社堀内カラー  
本田技研工業株式会社  
毎日新聞社  
株式会社マガジンハウス  
松下電器産業株式会社  
丸善株式会社  
三井倉庫株式会社  
三菱地所株式会社  
武蔵大学  
森ビル株式会社  
モルガン・スタンレー証券会社  
モンブラン ジャパン株式会社  
ヤマトロジスティクス株式会社  
U.F.J.ニコス株式会社  
ユニリーバ・ジャパン株式会社  
横河電機株式会社  
読売新聞社  
ライオン株式会社  
株式会社ワコール

平成18年4月1日以降入会された会員  
株式会社NHKプロモーション  
株式会社キューンコミュニケーションズ  
株式会社国書刊行会  
株式会社主婦の友社  
株式会社中央公論新社  
社団法人日本写真協会  
光写真印刷株式会社

●組織図



平成17年度 入館者数内訳

事項	常設・ 収蔵展	自主企画展						実験 劇場	共催展	観覧者 合計	その他入館者								その他 入館者 合計	入館者 総合計
		田淵行男 の世界展	ブラッサイ 展	恋より ときどき展	岡本太郎 の視線展	新進 作家展	自主 企画展 小計				展覧会 に伴う 講演会	ワーク ショップ	図書室	ホール 利用者	スクール プログ ラム	アトリエ	ギャラ リート ーク	サイン 会等		
4月	6,182	1,868				1,868	3,486	6,461	17,997	0	49	0	2,257	0	72	80	0	2,458	20,455	
5月	16,029	8,248				8,248	5,028		29,305	0	110	42	2,319	0	24	387	0	2,882	32,187	
6月	15,802	6,138				6,138	1,550	7,085	30,575	0	60	135	2,444	0	131	78	0	2,848	33,423	
7月	13,981						7,990	33,226	55,197	218	100	229	2,759	0	110	32	0	3,448	58,645	
8月	9,357		7,789			7,789	9,578	12,103	38,827	112	202	34	2,658	0	183	72	0	3,261	42,088	
9月	8,498		11,502			11,502	3,414	9,989	33,403	0	69	140	2,856	0	63	38	0	3,166	36,569	
10月	9,394			6,637		6,637	2,057	2,921	21,009	0	30	94	2,352	0	120	75	0	2,671	23,680	
11月	3,021			7,053		7,053	4,028	10,545	24,647	0	9	121	2,263	0	140	0	0	2,533	27,180	
12月	5,198				1,820	1,820	6,516	18,668	32,202	544	35	8	2,078	0	150	45	0	2,860	35,062	
1月	13,915				11,580	11,580	1,814	13,049	40,358	0	64	27	2,193	0	160	384	0	2,828	43,186	
2月	4,893				11,410	11,410	4,539	37,331	58,173	70	31	243	2,014	0	155	0	0	2,513	60,686	
3月	0					16,562	16,562	5,199	38,251	60,012	0	51	29	1,778	0	160	0	2,018	62,030	
合計	106,270	16,254	19,291	13,690	24,810	16,562	90,607	55,199	189,629	441,705	944	810	1,102	27,971	0	1,468	1,191	0	33,486	475,191

平成17年度 展覧会別入場者数

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵・映像展	1 10周年特別企画 写真はもの見方をどのように変えてきたか 第1部 誕生	4/2 ~5/22	44日間	14,535
	2 第2部 創造	5/28 ~7/18	45日間	16,378
	3 第3部 再生	7/23 ~9/11	46日間	16,756
	4 第4部 混沌	9/17 ~11/6	44日間	16,544
	5 超[メタ]ヴィジュアル前期	4/30 ~6/5	33日間	8,348
	6 超[メタ]ヴィジュアル後期	6/7 ~7/10	30日間	9,703
	7 植田正治:写真の作法	12/17 ~2/5	41日間	24,006
自主企画展	1 生誕100年記念 ナチュラリスト・田淵行男の世界	4/23 ~6/12	45日間	16,254
	2 ブラッサイ ボンビドーセンターコレクション展	8/6 ~9/25	44日間	19,291
	3 恋よりときどき :コンテンポラリーダンスの感覚	10/1 ~11/13	38日間	13,690
	4 写真展・岡本太郎の視線	12/24 ~2/18	46日間	24,810
	5 新進作家展vol.4 私のいる場所:ゼロ年代写真論	3/11 ~3/31 (4/23)*2	18日間	16,562
共催展	1 小林伸一郎写真展 ビルディング ザ シャネル ルミエール タワー	(3/12)4/1 ~4/17*1	15日間	2,164
	2 TEN VIEWS スペイン現代写真作家10人展	(3/19)4/1 ~4/24*1	21日間	4,297
	3 世界報道写真展2005	6/18 ~7/31	39日間	33,177
	4 世界文化遺産写真展 アンコールと生きる	7/16 ~8/14	28日間	16,300
	5 ザ・プライド・オブ・ジャパン	8/20 ~9/4	14日間	4,599
	6 第16回日本写真作家協会展 第3回日本写真作家協会公募展	9/10 ~9/25	14日間	8,327
	7 ローザスとアンヌ・テレサ・ドゥ ケースマイケルの25年	10/1 ~10/30	26日間	2,921
	8 写真新世紀2005 写真表現の新しい可能性に挑戦する	11/12 ~12/11	26日間	12,300
	9 横須賀功光の写真魔術・光と鬼	11/19 ~12/18	26日間	8,732
	10 波華写真倶楽部・創立100周年記念 浪展	11/19 ~12/11	20日間	2,719
	11 日本の子ども60年	12/17 ~1/9	18日間	12,336

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
共催展	12 VIET NAM・そこは戦場だった	1/14 ~2/19	33日間	18,969
	13 第6回九州産業大学フォトコンテスト 受賞作品展 上野彦馬賞写真展	2/11 ~2/18	7日間	2,771
	14 平成17年度[第9回] 文化庁メディア芸術祭	2/23 ~3/5	11日間	60,017
実験劇場	1 天上草原	(3/12)4/1 ~4/22*1	20日間	2,070
	2 村の写真集	4/23 ~5/27	35日間	6,245
	3 チャレンジキッズ	5/28 ~7/1	35日間	1,838
	4 あした元気にな~れ! F4フィルムコレクション2005	7/2 ~8/25	55日間	14,622
	5 トークライブ	7/25	1日間	218
	6 トークライブ	8/1	1日間	112
	7 第4回東京アニメワード フィルムフェスティバル	8/26 ~8/28	3日間	2,116
	8 2005チェコ映画祭	8/30 ~9/9	11日間	2,593
	9 about love	9/17 ~10/28	38日間	2,780
	10 ショート ショート フィルムフェスティバル	10/29	1日間	361
	11 ダンス展イベント	10/30	1日間	148
	12 画像保存セミナー	11/1	1日間	133
	13 文化トークライブ	11/3	1日間	185
	14 ロッテ・ライニガーの世界	11/12 ~12/16	35日間	7,535
	15 ユビキタス・サウンズ・シンポジウム	12/10 ~12/11	2日間	1,101
	16 ガラスの使徒	12/17 ~2/18	53日間	3,837
	17 JPS展シンポジウム	12/27	1日間	341
	18 植田正治展—シンポジウム	12/28	1日間	203
	19 文化庁メディア芸術祭	2/23 ~3/5	11日間	7,574
	20 ウォ・アイ・ニー	3/11 ~3/31 (4/14)*2	18日間	1,187

※1 「小林伸一郎写真展」、「TEN VIEWS スペイン現代写真作家10人展」、映画「天上草原」は平成17年4月1日以降の入場者数  
 ※2 「私のいる場所:ゼロ年代の写真論」、映画「ウォ・アイ・ニー」は平成18年3月31日までの入場者数

## ●東京都写真美術館条例

平成2年3月31日  
条例第20号  
東京都写真美術館条例を公布する。  
○東京都写真美術館条例

## (設置)

**第1条** 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

## (事業)

**第2条** 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。  
2 写真等に関する調査及び研究に関すること。  
3 写真等に関する図書等の収集、保管及び利用に関すること。  
4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。  
5 館の施設の提供に関すること。  
6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

## (休館日及び開館時間)

**第3条** 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

## (作品等の特別閲覧)

**第4条** 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。  
2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。  
1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。  
2 作品等の管理上支障があると認められるとき。  
3 館の管理上支障があると認められるとき。  
4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

## (特別閲覧料)

**第5条** 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

## (使用の承認)

**第6条** 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。  
2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。  
1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。  
2 館の管理上支障があると認められるとき。

3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。  
4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

## (利用料金)

**第7条** 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)並びに収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)及び映像展(映像展示室において行われる展示をいう。)を観覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。  
2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。  
3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

## (利用料金の減額又は免除)

**第8条** 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## (利用料金の不還付)

**第9条** 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## (使用権の譲渡等の禁止)

**第10条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

## (施設等の変更禁止)

**第11条** 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

## (使用承認の取消し等)

**第12条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。  
1 使用の目的に違反して使用したとき。  
2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。  
3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。  
4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。  
5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

## (原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

## (損害賠償の義務)

**第14条** 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

## (入館の制限等)

**第15条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。  
1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。  
2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

## (指定管理者による管理)

**第16条** 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不適当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
- 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等が必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不適当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
- 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
- 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
- 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

## (指定管理者の指定)

**第17条** 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 2 安定的な経営基盤を有していること。
- 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

## (知事の調査及び指示)

**第18条** 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

## (指定管理者の指定の取消し等)

**第19条** 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。  
2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。  
3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。  
4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)」とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 2 都民の平等な利用を確保すること。
- 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 2 業務の実施に関する事項
- 3 事業の実績報告に関する事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

区分	使用単位	利用料金	
施設	2階展示室	全日	79,690円
	3階展示室	全日	79,690円
	ホール	午前	17,520円
		午後	23,370円
		夜間	23,370円
	創作室	全日	58,430円
午前		6,030円	
午後		8,040円	
夜間		8,040円	
ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	全日	20,120円	
	1平方メートル全日	160円	
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円
	電源設備	1キロワット1回	120円

備考 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。

2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

備考 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。

2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

●東京都写真美術館施行規則

平成2年5月25日  
規則第96号  
東京都写真美術館条例施行規則を公布する。  
○東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

第1条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- 2 1月1日から同月4日まで
- 3 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。))第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

第2条 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

第4条 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

第5条 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 1 事務室
- 2 館長室
- 3 収蔵庫
- 4 機械室
- 5 中央監視室
- 6 書庫
- 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
- 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
- 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
  - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

(指定管理者の申請)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施設及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の館の管理運営に関する準用)

第13条 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委 任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。

附 則(平成17年規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

施設名	開館時間	入館時間
2階展示室 3階展示室 映像展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

備考 この表の規定は、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

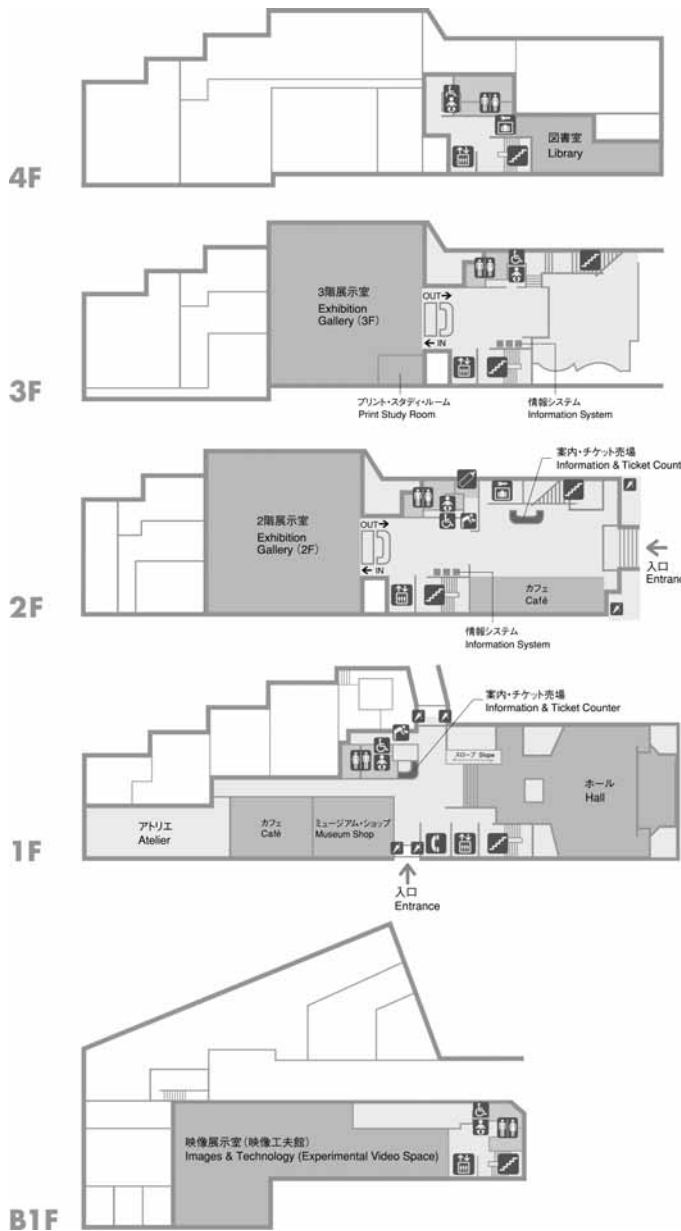
支出の部 【単位：千円】

科目	17年度予算額
<b>1 一般会計</b>	
事業費(ワークショップ)	5,324
管理費(事務局費)	3,399
小計	8,723
<b>2 受託事業特別会計</b>	
事業費	362,609
写真美術館管理運営	222,541
展覧会事業	64,571
情報システム	19,626
図書室の運営	10,690
保存科学研究室の運営	1,025
調査研究	801
貸出施設の運営	7,634
広報事業	30,161
作品資料収集事業	5,560
管理費	81,421
管理費	60
事務局費	81,361
小計	444,030
<b>3 写真・映像文化振興事業特別会計</b>	
事業費	122,000
管理費(事務局費)	19,020
固定資産取得支出	0
振興事業基金積立預金支出	0
予備費	0
小計	141,020
<b>4 付帯事業特別会計</b>	
事業費	1,814
管理費	1,000
繰入金支出	5,800
固定資産取得支出	0
商品開発積立預金支出	0
予備費	0
小計	8,614
合計	602,387

収入の部 【単位：千円】

科目	17年度予算額
<b>1 一般会計</b>	
事業収入	1,000
入場料等収入	1,000
東京都補助金収入	3,398
雑収入	2
繰入金収入	4,323
小計	8,723
<b>2 受託事業特別会計</b>	
事業収入	53,111
入場料等収入	30,111
施設使用料収入	21,000
協賛金等収入	2,000
東京都受託料収入	386,906
雑収入	0
繰入金収入	0
前期繰越収支差額	10,032
小計	450,049
<b>3 写真・映像文化振興事業特別会計</b>	
事業収入	51,000
入場料等収入	40,000
出版等収入	900
販売等収入	100
協賛金等収入	10,000
会費収入	45,000
雑収入	20
特定預金取崩収入	40,000
前期繰越収支差額	5,000
小計	141,020
<b>4 付帯事業特別会計</b>	
事業収入	10,614
手数料等収入	9,480
光熱水費等収入	1,134
雑収入	0
小計	10,614
合計	610,406

●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリント・スタディ・ルームも含む)	495
2階展示室	495
映像展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
総面積	7,500

●建物概要

外部

外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法  
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)  
屋根. アスファルト防水 コンクリート押え  
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)  
床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装  
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部 (エントランスホール)

天井. アルミパネル貼り  
壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)  
床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

内部 (展示室)

天井. 岩綿吸音板貼り  
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)  
壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り  
アクリルエマルジョン塗装  
床. タイルカーペット貼り

●設備概要

昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台  
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台  
ロープ式：24人乗り (1,650kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台  
幅：1,200mm

電気設備

- 1 受変電設備  
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz  
変圧器容量：1,900kVA  
契約電力：600kW
- 2 自家発電設備  
始動方式：電気式  
冷却方式：ガスタービン  
燃料：特A重油1,950L  
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備  
キュービクル式直流電線装置容量：200AH
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 ITV監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源  
空冷ヒートポンプチラー  
冷房：49.2USRT (24時間空調対象系統)  
ヒートポンプパッケージ型空調機：8台  
全熱交換器ユニット：13台  
地域冷暖房システムより供給：冷水549,000kcal/H、  
78m<sup>3</sup>/H  
蒸気521,000kcal/H、  
895kg/H

## 利用案内

### 開館時間

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00  
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）  
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェ－10:00-20:00／10:00-18:00（日）  
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ  
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）

### 休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

### 観覧料

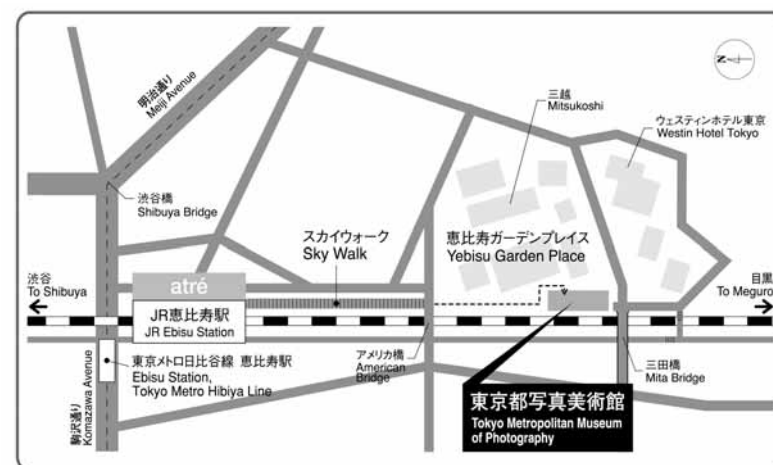
- 展覧会・上映会によって、料金が異なる。

### 特別観覧料

- プリント・スタディ・ルーム＝1点1回340円（予約制）

### 交通案内

- JR線恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。  
（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。



### 東京都写真美術館年報2005-06（平成17年度）

発行日：平成18年7月31日  
編集：東京都写真美術館  
製作・印刷：あかつき印刷株式会社  
デザイン：パンブルームスCo.,Ltd  
発行：財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館  
〒153-0062  
東京都目黒区三田1-13-3  
恵比寿ガーデンプレイス内  
電話：03-3280-0099（代表）